

新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）
議事概要

1 日時

令和3年9月28日（火）17時01分～17時26分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉
法務大臣 上川 陽子
文部科学大臣 萩生田 光一
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣官房長官 加藤 勝信
デジタル大臣 平井 卓也
国家公安委員会委員長 棚橋 泰文
内閣府特命担当大臣 河野 太郎
内閣府特命担当大臣 西村 康稔
内閣府特命担当大臣 丸川 珠代
基本的対処方針分科会会長 尾身 茂
復興副大臣 横山 信一
内閣府副大臣 赤澤 亮正
内閣府副大臣 ミッ林 裕巳
総務副大臣 新谷 正義
外務副大臣 鷲尾 英一郎
財務副大臣 中西 健治
農林水産副大臣 宮内 秀樹
環境副大臣 堀内 詔子
防衛副大臣 中山 泰秀
内閣官房副長官 坂井 学
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人
内閣官房副長官補 高橋 憲一
内閣広報官 小野 日子
内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博
内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡
内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

※ 内閣総理大臣、内閣官房長官、西村内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、尾身基本的対処方針分科会会長以外はオンライン参加

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況について、昨日開催された厚生労働省のアドバイザリーボードにおいて、専門家からは、新規感染者数の減少に伴い、療養者数や重症者数も減少が継続している。また、死亡者数は緩やかな減少傾向に転じている。公衆衛生体制・医療提供体制についても改善傾向にある、といった評価を頂いています。

そうした中で、今後の見通しと必要な対策として、専門家からは、感染者数が減少したことに伴う安心感が人々の行動変容につながることで接触機会が増えること等により、新規感染者数のリバウンドにつながる懸念もあり、これを注視していく必要がある。これまでの全国的な感染拡大により、医療提供体制・公衆衛生体制に大きな負荷がかかった。なお多くの重症者がいる地域もあり、一般医療への制限も伴っていることを踏まえれば、必要な対策を徹底してできるだけ感染者数を減少させることが必要。対策の緩和を検討する際には、地域の状況に応じた段階的な対応を図ることが求められる。さらに、感染リスクの高い場所において感染が循環・維持される可能性があるため、そのような場における対策を徹底することが必要。ワクチン接種の進展に伴い、感染者の病態像は変化しつつあり、今後の感染再拡大に備え、それに適合した医療提供体制・公衆衛生体制の強化を進めることが求められる、との御指摘を頂きました。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態措置等の終了案及び基本的対処方針の変更案について諮問を受けて議論し、了承いたしました。

一方、現在、感染の減少傾向が続いていますが、ここで元の生活に完全に戻してしまうとリバウンドが起きる可能性があるため、解除後に国・自治体・専門家からワンボイスでメッセージを発信することが極めて重要だとコンセンサスに至りました。

国民へのメッセージとしては、①マスク、手洗い、換気など基本的な感染対策を継続していただくとともに、ワクチン未接種者においてはより慎重に行動していただくこと、②学校や職場等、様々な場所・組織において、できる限り、ワクチン接種に協力していただくこと、また、国や自治体にお願いしたいことは、①制限の緩和は段階的かつ慎重に行うこと、必要な場合には、自治体は特措法第24条第9項に基づき対策を講じ、国は必要な支援を行うこと、②次の感染の波が来るまでの間に、科学技術も活用して総合的な感染対策や医療提供体制の更なる強化をしっかりと進めること、③医療ひっ迫を生じるような予兆を探知した場合には、早期に効果的な対策を機動的に講じることであります。

以上の5つのポイントについて、国や自治体はワンボイスでメッセージを発信し、

実行していただければと思います。

【西村国務大臣】

資料2及び資料3を御覧いただければと思います。

今ほど尾身会長から御紹介いただきましたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、現在の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を、期限どおり、9月30日をもって終了する案をお諮りし、御了解いただきました。

緊急事態措置を終了する地域においては、今後の早期の感染再拡大を招かないよう、対策については段階的に緩和し、飲食店への対策、イベント開催制限、外出・移動制限など、必要な対策は継続することとしております。

この後、政府対策本部長である総理に、現在の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の終了について、公示を行っていただくこととしたいと考えております。

また、併せて、基本的対処方針の変更についても、この本部で決定したいと考えております。資料4-1に沿って、主な変更点を御説明させていただきます。

30 ページ上、ワクチン接種が進む中で、諸外国の取組も参考に、ワクチン接種証明と検査の陰性証明を組み合わせた「ワクチン・検査パッケージ」により、感染防止対策と日常生活の回復に向けた取組の両立を図っていきたいと考えており、技術実証や地方公共団体及び事業者等との議論を含めた国民的な議論を進め、具体化を進める旨を記載するとともに、技術実証を行うに当たっては、行動制限の緩和について特例的に取り扱うこととしております。

34 ページ、サーベイランス・情報収集に関して、抗原簡易キットにつきましては、先般、薬局で入手できるようになったところであり、家庭で体調不良を感じる方等が医療機関への受診を迷う場合などに、自ら検査を行えるようにする旨を記載しております。

44 ページ、緊急事態措置を終了する地域における外出・移動制限につきまして、当面、混雑を回避して少人数で行動すること、テレワークなど柔軟な働き方への対応を行うこと、飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等について協力の要請を行うとともに、帰省や旅行・出張など都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染対策を徹底し、ワクチン未接種者等のリスクの高い者には検査を勧奨することとし、個別の対応については、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事が適切に判断することとしております。

45 ページ、イベントの開催制限につきましては、1ヶ月間の経過措置として、収容定員50%以内又は最大10,000人としております。

46 ページ、飲食店への対策につきましては、営業時間の短縮の要請を継続し、その後、1ヶ月までを目途に段階的に緩和することとしております。営業時間は、第三者認証制度の認証店では21時まで、それ以外の非認証の店舗では20時までの基本とし、いずれの店舗においても酒類の提供を可能としますが、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事が適切に判断することとします。また、時短要請に協力いただいた飲食店に対しては、引き続き、協力金を支給することとし、これまでと同様に国がそ

の財源の8割を支援してまいります。

56 ページ、予防接種に関して、交互接種については、新型コロナワクチンの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合等には、必要に応じて行えるものとする、ワクチンの3回目接種については、政府において検討を進めることを明記しております。

64 ページ、この冬に備えて、緊急事態措置等の解除後も、厚生労働省が中心となり、国と地方自治体が連携して、臨時的医療施設の開設を含め、必要な医療提供体制の強化の取組を継続していく旨を記載しております。

今回、緊急事態措置等を解除することとしておりますが、今後とも、国民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、冬の感染再拡大への備えに万全を期すとともに、感染の再拡大の予兆が見られた場合には、都道府県とも連携して、まん延防止等重点措置の適用を含め、機動的に必要な対策を講じることとしたいと思っております。

次に、資料5-2「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（案）について、主な内容を御説明したいと思います。

1 ページ目から3 ページ目にかけて、これまでの対策の経緯等について記載がなされております。

4 ページの上、今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、日常生活の制限を段階的に緩和し、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくことと明記しております。

以下、4つの柱に沿って、ポイントのみ御説明させていただきます。担当大臣からそれぞれ御説明もあるかと思っております。

7 ページ、「ワクチン・検査パッケージ」等について、必要な技術実証を行いつつ、自治体や事業者との議論を含め、国民的な議論を踏まえ検討することとしております。

8 ページ、具体的制限緩和としては、緊急事態宣言等の下で、例えば、飲食については、ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用等により、酒類提供を認め、21時まで営業可能とすること、まん延防止等重点措置地域では、時間制限なく営業可能とすること、イベントについては、ワクチン・検査パッケージや感染防止安全計画により、人数上限の緩和や収容率100%でのイベント実施可能とすること、人の移動については、旅行等の県をまたぐ移動について、ワクチン・検査を受けた者は国として自粛要請の対象としないこと等について記載しております。

【厚生労働大臣】

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（案）について、厚生労働省の取組を説明します。

1つ目は、医療提供体制の充実・強化についてです。医療提供体制については、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを踏まえ、都道府県と連携して、更に強化してまいります。具体的には、陽性となった全ての方に速やかに健康観察・必要な治療を行うための、往診・訪問診療・訪問看護やオンライン診療等の体制の強

化、重症者を予防するための中和抗体薬をはじめとした治療薬の投与体制の拡大、入院が必要な方が確実に入院できる病床の確保、病床確保に加え、臨時の医療施設や入院待機施設等の充実、コロナ医療と一般医療との両立が図られた体制の構築、都道府県における感染拡大時の医療人材の確保・配置調整等を行う体制の確保等に取り組みます。

2つ目は、ワクチンの接種体制についてです。ワクチンについては、7月末には希望する高齢者への2回接種をおおむね完了し、現在、既に2回目接種を終えた方は全人口の5割を超えています。

10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての方への2回のワクチン接種を終えるよう取り組んでまいります。さらに、2回接種がまだ完了していない若い世代の方をはじめ、できるだけ多くの未接種の方に接種いただけるよう取り組んでまいります。

また、2回接種したあとの追加接種について、諸外国の動向や科学的知見を踏まえれば、最も早く2回接種が完了した医療従事者等では年内の追加接種の開始が想定されることから、自治体の体制整備や必要なワクチン確保を進めてまいります。

3つ目は、子どもに対する感染対策等についてです。保育所や放課後児童クラブなど子どものそれぞれの居場所における感染対策の周知徹底に取り組んでまいります。

また、小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者を支援するため、昨年度実施していた小学校休業等対応助成金・支援金について、制度を再開し、9月30日に運用を開始します。

【文部科学大臣】

文部科学省では、全国の学校が大変厳しい感染状況の下で新学期を迎えるに当たり、学びを守る、これを合言葉に、学校における感染症対策をしっかりと強化しつつ、対面授業を基本として学校運営を行ってまいりました。

今後も、感染拡大が収まってきたことで感染対策に緩みが生じることのないよう、地域の感染状況に応じつつ、学校衛生管理マニュアル等を踏まえた基本的な感染症対策や、学校で感染者が確認された場合の対応ガイドラインについて周知徹底を図るとともに、学校における感染症対策への支援を行ってまいります。

また、感染者が学校内で生じた場合に、早期の発見・対応が求められることから、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある小学校4年生以上の児童生徒が抗原定性検査を受けられるよう、幼稚園、小学校及び中学校等に対する、約80万回分の抗原簡易キットの早期の配布完了に向けて取組を進めてまいります。

さらに、希望する教職員や受験生ができるだけ早くワクチンを接種できるよう、大学拠点接種会場の活用や地方自治体の取組を進めてまいります。

なお、御支援いただいた大学でのワクチン接種では、約900大学で、2万人以上の方に接種を行うことができました。

これらを進めるに当たっては、感染者や濃厚接触者である児童生徒等に対する差別・偏見の防止を図るほか、ワクチン接種の有無によって差別やいじめなどが起きる

ことのないよう取組を強化してまいります。

文部科学省としては、子供たちの健康と学びを守り抜くため、緊急事態宣言等の終了後も警戒を緩めることなく、関係府省や地方自治体等と連携し、引き続き学校における感染拡大の防止に取り組んでまいります。

【内閣官房長官】

それでは、「基本的対処方針の変更」及び「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

お手元の資料6を御覧ください。1ページ目①「事業主への迅速かつ円滑な支援」にございます、時短要請等に応じていただいた飲食店に対する協力金につきまして、時短要請が第三者認証店は21時、非認証店は20時までとされたことを受け、運用の変更を行います。

続いて、2ページ目上段を御覧ください。中堅・中小企業の事業転換等を後押しする事業再構築補助金につきまして、補助率を引き上げた最低賃金枠の創設や、通常枠のうち従業員数の多い企業に対する補助上限額の引き上げを実施します。なお、この拡充は、現在審査中の第3回公募より適用されます。

その下の、②「企業の資金繰り支援等」を御覧ください。事業者の実情に応じた資金繰り支援等を徹底するため、これまで金融機関に対して累次の要請を行ってまいりましたが、10月以降、金融庁において、取組状況のフォローアップのためのヒアリングを実施することとしております。

その下の、③「雇用支援・職業訓練の強化」を御覧ください。コロナ禍においても賃上げや人材育成に取り組む企業への支援を強化するため、業務改善助成金の要件を緩和するとともに、人材開発支援助成金の運用改善を実施することとしております。

緊急事態宣言等の解除後も、引き続き、政府一体となって、それぞれの状況に応じて、重点的・効果的な支援策の可能な限り迅速な実行により、事業と雇用、生活をしっかりと支えてまいります。

【内閣官房長官】

資料7「水際措置の見直し」について、御説明させていただきます。

資料上段であります。令和3年9月9日付けの新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に記述されているとおり、日本国内では、デルタ株にほぼ置き換わったと考えられております。また、ワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性なども踏まえ、水際措置の段階的な見直しに取り組むこととしたところでありませぬ。

この方針を踏まえて、ポンチ絵下段の1であります。10月1日より、有効なワ

ワクチン接種証明書を保持して入国・帰国する方々を対象とした措置として、①入国後10日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性だった場合に、14日間待機のうち残りの期間の自宅等での待機を求めないこととすること、また、②検疫所の宿泊施設での3日待機対象の指定国・地域から入国・帰国した場合に宿泊施設での待機を求めないことといたします。

また、ポンチ絵下段の2であります。水際措置について、ワクチンの効果を減弱させる又は効果が不明な変異株や、新たに出現する変異株の流入を防止することに重点を置いた運用に変更することとし、今月17日に、ミュー株やラムダ株、ベータ株を含む8系統の変異株を「水際対策上特に対応すべき変異株」に指定いたしました。なお、これに続いて、昨日、当該変異株の指定から、デルタ株と、先般WHOによるVOI指定が解除されたイータ株、イオタ株、カッパ株を外すことといたしました。

これらの措置は、ワクチン接種が進む中で、今後、水際措置を段階的に見直していく上で、最初の取組として実施するものであります。現在、全ての国・地域からの外国人の新規入国を原則として一時停止しておりますが、今後、国内のワクチン接種の進捗状況、海外での感染状況などを見ながら、ワクチンの有効性なども踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた管理措置による入国などを検討してまいります。当然のことながら、海外での感染急拡大の場合には、機動的に対処してまいります。

【内閣総理大臣】

多くの皆様方の御尽力により、8月の半ば過ぎに2万5,000人を超えていた全国の新規感染者数は、昨日は1,128人となりました。病床利用率は全ての都道府県において50パーセントを下回り、重症者は9月初めをピークに減少傾向にあります。一時、全国で13万人を超えた自宅療養者も、3万人となり、なお減り続けております。

こうした状況を踏まえ、19都道府県の緊急事態宣言及び8県のまん延防止等重点措置の全てを、9月30日をもって解除し、飲食などの制限を段階的に緩和することを決定いたしました。

ワクチン接種と中和抗体薬の投与が進んでおり、今後は一定の感染が生じて、安定的に医療を提供できるようになりつつあります。今後、ウイルスの存在を前提として、感染対策と日常生活を両立していくために、3つの方針で取組を進めていかなければなりません。

第1に、医療体制のもう一段の整備です。7月以降、病床、ホテルの追加に加えて、臨時の医療施設、酸素ステーションを全国で80施設設置し、現在も増設を進めています。再び感染が拡大しても、すぐに使える病床や医療人材を確保できるように体制整備を進めます。

第2に、着実なワクチン接種の継続です。既に全国民の69パーセントが1回接種し、58パーセントが2回の接種を終え、アメリカの接種率を抜きました。高齢者の接種率は9割に達し、今回の感染拡大では、高齢者の感染者10万人、死亡者8,000人を減らすことができたとの厚生労働省の試算があります。今後、10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての国民が2回目を終えるよう、接種を進めます。

第3に、日常生活の回復です。10月1日以降、当面は、アクリル板の設置や換気などの対策を取り、認証を受けた飲食店については、都道府県の判断で、酒類を提供し、営業時間は21時までとすることも可能とします。段階的な緩和を行った上で、ワクチンの接種証明や検査結果も活用した更なる措置を検討します。

新型コロナとの戦いは新たな段階を迎えます。今後、次の感染の波にも備えながら、感染対策と日常生活を両立していくことができるよう、政府一体となって取組を続けていかなければなりません。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以 上